

善監委告示第4号

令和元年11月27日付け善監委第28号で提出した令和元年度財産（山林）に関する行政監査の結果に関する報告に対し、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき公表します。

令和元年12月20日

善通寺市監査委員 藤岡博文

善通寺市監査委員 安井一博

財産（山林）に関する行政監査

監査結果

	所 在 等	地目	地 積	所 有 者	財産	登記記録		所 管 課
						表題部 (土地 の表示)	権利部 (甲区) (所有 権に関 する事 項)	
(1)	与北町字田高田上 1322 番 3	山林	1,143 m ²	与北村	行政	記載 あり	記載 なし	土木都市 計画課
(2)	与北町字北谷 1371 番 4	山林	99 m ²	仲多度郡与北村	普通	記載 あり	記載 あり	総務課
(3)	吉原町字穴井 3101 番 96	山林	661 m ²	仲多度郡吉原村	普通	記載 あり	記載 あり	総務課
(4)	吉原町字穴井 3101 番 237	山林	49 m ²	仲多度郡吉原村	普通	記載 あり	記載 あり	総務課
(5)	吉原町字穴井 3101 番 238	山林	131 m ²	仲多度郡吉原村	普通	記載 あり	記載 あり	総務課

(総務課)

上表(2), (3), (4)及び(5)の普通財産については、権利登記の内容に変更が生じているが、所有権に関する事項の手続がされていない。

(土木都市計画課)

上表(1)の行政財産については、表題登記の内容に変更が生じているが、所有権に関する事項の手続がされていない。

監査指摘事項の取組について

指摘事項

【総務課指摘事項】

(2), (3), (4)及び(5)については、まず、善通寺市公有財産規則第9条の規定に基づき、所有権移転の登記が必要である。

なお、全ての手続終了後において、公有財産台帳に記載するよう検討されたい。

【検討結果】

当該普通財産について、所有権移転登記に係る手続を進めており、所要の手続が完了次第、公有財産台帳に記載する。

【土木都市計画課指摘事項】

(1)については、まず、善通寺市公有財産規則第9条の規定に基づき、所有権保存の登記が必要である。

なお、所有権移転登記後において、公有財産台帳に記載するよう検討されたい。

【検討結果】

当該行政財産について、所有権保存登記に係る手続を進めており、所要の手続が完了次第、公有財産台帳に記載する。

【農林課指摘事項】

(1), (2), (3), (4)及び(5)については、善通寺市森林整備計画に齟齬をきたさないように留意されたい。

【検討結果】

(1)については森林整備計画における水源涵養機能も保たれ、土砂流出や崩壊の危険性は低いと思われる。(2), (3), (4)及び(5)については、善通寺市森林整備計画で定めている山林に該当しない。